

# 岩手県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱の制定について

(平成22年3月4日岩会第98号警察本部長)

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

## 岩手県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1 本要綱は、岩手県警察工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 岩手県警察が契約した国費支弁の請負工事で岩手県警察工事成績評定要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項(評定の修正を含む。)
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 警務部会計課長
- (2) 警務部会計課施設調査官
- (3) 警務部会計課課長補佐(指導監査第一)
- (4) 警務部会計課課長補佐(施設・管財)
- (5) その他委員長が必要と認める者

2 委員長は、警務部会計課長とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の召集)

第4 委員会は、委員長が召集する。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、警務部会計課施設企画係が行う。